

(需要別)

(業態別)

「貸金業者」貸付残高(平成 16 年 3 月末)  
47兆円

「事業者向け業者」貸付残高  
22兆円

事業者向け貸付  
27兆円

(信販・クレジット・リースなど)  
「その他貸金業者」貸付残高  
12兆円

事業者向け業者(※)  
商工ローン  
日賦貸金業(608 億円)

SFCG 約 3,400 億円  
ニッシン 約 800 億円  
ロプロ 約 1,000 億円  
⋮

※グループ内企業への  
融資を専門に行ってい  
る業者を含む。

1件あたり約 33 万円

消費者向け貸付  
20兆円  
うち  
〔無担保〕  
17兆円

「消費者向け業者」貸付残高  
11兆円(無担保)

大手(※)24社(9.4兆円)  
中小5,162社(1.2兆円)

1件あたり約 52 万円  
1件あたり約 31 万円

※貸付残高 500 億円以上の業者

大手5社の貸付状況(無担保)

アコム	1.5 兆円
武富士	1.6 兆円
プロミス	1.3 兆円
アイフル	1.1 兆円
三洋信販	0.4 兆円
5社計	6.0 兆円

## 貸金業者の営業形態別業務状況(平成16年3月末)

業 態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高(百万円)	(構成比)	金利(%)	うち無担保残高(百万円)	金利(%)	残高(百万円)	(構成比)	金利(%)	残高(百万円)	(構成比)	金利(%)
消費者向無担保貸金業者	5,186	11,286,317	57.4%	24.60	10,567,466	25.15	430,644	1.6%	17.31	11,716,961	25.0%	24.34
うち大手	24	10,044,354	51.1%	24.58	9,362,194	25.17	366,213	1.3%	17.52	10,410,567	22.2%	24.33
うち大手以外	5,162	1,241,963	6.3%	24.79	1,205,272	25.03	64,431	0.2%	16.10	1,306,394	2.8%	24.36
消費者向有担保貸金業者	718	193,195	1.0%	9.87	28,008	13.81	35,632	0.1%	6.67	228,827	0.5%	9.37
消費者向住宅向貸金業者	173	709,511	3.6%	3.23	7,828	4.94	13,108	0.0%	3.29	722,619	1.5%	3.23
事業者向貸金業者	2,614	543,481	2.8%	7.16	218,657	12.37	22,262,785	82.0%	3.36	22,806,266	48.7%	3.45
手形割引業者	637	6,077	0.0%	21.47	3,869	23.73	261,908	1.0%	12.16	267,985	0.6%	12.37
クレジットカード会社	196	1,466,545	7.5%	19.99	1,459,271	20.06	153,672	0.6%	2.30	1,620,217	3.5%	18.31
信販会社	110	4,563,219	23.2%	20.57	4,221,233	21.93	523,797	1.9%	1.87	5,087,016	10.9%	18.65
流通・メーカー系会社	173	270,041	1.4%	26.10	268,726	26.14	406,504	1.5%	1.97	676,545	1.4%	11.60
建設・不動産業者	508	81,821	0.4%	13.31	28,549	19.85	649,543	2.4%	4.41	731,364	1.6%	5.40
質屋	286	19,456	0.1%	32.49	6,480	26.96	24,343	0.1%	18.91	43,799	0.1%	24.94
リース会社	143	515,393	2.6%	3.89	67,164	5.96	2,326,253	8.6%	3.52	2,841,646	6.1%	3.59
日賦貸金業者	805	0	0.0%	0.00	0	0.00	60,788	0.2%	53.74	60,788	0.1%	53.74
合 計	11,549	19,655,056	100.0%	21.36	16,877,251	23.64	27,148,977	100.0%	3.78	46,804,033	100.0%	11.17

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注3) 「業者数」については、貸付残高のない業者を除いたものである。

## 議論すべき事項

### ○ 過剰貸付防止のための規制等のあり方

- ・ 多重債務者の借入実態
- ・ 当局のガイドラインや貸金業界の自主規制の実効性
- ・ 貸金業者による与信審査の実態
- ・ 貸金業者による信用情報機関の利用のあり方と個人情報保護
- ・ 過剰貸付(安易な借入れ)防止のための貸金業者による適正な情報開示
- ・ 広告、勧誘のあり方

等

### ○ グレーゾーン問題(任意性、書面交付義務等)と金利規制のあり方

- ・ 資金需要者及び貸金業者にとっての法的安定性
- ・ 資金需要者にとっての返済可能性
- ・ 資金需要者の資力又は信用に応じた貸付利率の設定の実態
- ・ 信用リスクや事務コストなどを踏まえた与信コスト
- ・ 日賦貸金業、電話担保金融の特例のあり方
- ・ 保証会社による保証料と金利規制
- ・ インターネットや提携 ATM の利用増加やリボルビング方式による貸付の普及
- ・ 書面交付義務の趣旨とみなし弁済の要件との関係

等

### ○ 契約・取立てにかかる行為規制等のあり方

- ・ 債務者や保証人に対する説明義務
- ・ 強制執行認諾付公正証書を用いた取立て
- ・ 実効的な参入規制のあり方

等

### ○ 以上のような規制等のあり方の議論にあたって、横断的な論点についても留意

- ・ 資金需要者の類型等に応じた規制導入の是非
- ・ 監督ツール充実の必要性

等

### ○ クレジットカウンセリング、消費者の金銭教育のあり方

- ・ クレジットカウンセリングの現状と課題
- ・ 消費者の金銭教育の現状と課題

等

### ○ その他

## 過剰貸付防止のための規制等のあり方

### 懇談会でこれまでに出された指摘事項、意見等

- ・ クレジット・カウンセリング協会でカウンセリングを受け自己破産等とされた相談者を見ると、平均年収 316 万円に対し、平均して 8.6 件、444 万円の債務を負っており、過剰な貸付が多重債務の原因の一つとなっているのではないか。
- ・ 新規契約時の与信額は、企業・職種別の年収データベースや家計収支情報から得られる平均的な家計支出により返済能力を確認しつつ、申告情報に加え、信用情報センターや社内のデータベース等を用いたシミュレーション結果を基に総合的に判断し決定している。更に、与信見直しを定期的に行い、適正な与信額の設定を心がけている。
- ・ 多重債務者は通常 5～10 社からの債務を抱えており、例えば、大手消費者金融会社の申し合わせ(新規貸付時の他社借入を原則 3 社までとする)だけでは必ずしも過剰貸付を防止できていないことから、より実効的な過剰貸付規制を設けるべきではないか。
- ・ リボルビング方式の借入で、最低限の返済で借入を長期間続けることが多重債務の一因となっているのではないか。
- ・ 与信審査の精度を上げるため、信用情報の利用の促進が必要であり、更に、信用情報機関間の情報交流も求められるが、情報交流を進めるにあたっては、個人情報の取扱いに関する懸念もあるのではないか。
- ・ 消費者金融業界のコマーシャルは、若者の借入行動に大きな影響を与えており、規制が必要ではないか。

(参考) グレーゾーン問題(任意性、書面交付義務等)と金利規制のあり方

懇談会でこれまでに提出された指摘事項、意見等

(注) 貸金業者に適用される金利規制として、利息制限法において民事上の上限金利(20%、18%、15%)、出資法において刑事上の上限金利(29.2%)が規定されている。また、貸金業規制法において、利息制限法の上限金利を超える部分の利息の支払いについて、任意性、書面交付といった一定の要件の下、有効な弁済とみなされる旨規定されているが、最近の判例の動向を見ると、その要件が厳格に解釈されており、利息制限法の上限金利を超える利息の支払が無効とされるケースが頻発している。なお、書面交付義務は、契約や弁済をめぐる紛争を防止するための行為規制であると同時に、みなし弁済の要件となっている。

- ・ いわゆるグレーゾーン金利は、資金需要者及び貸金業者双方にとって法的安定性を損ね望ましくないことから、一本化すべきではないか。
- ・ 出資法の上限金利は、銀行の貸出金利や資金需要者の返済能力から見て高すぎ、多重債務の原因となっていることから、引下げるべきではないか。
- ・ 与信コスト等を考慮すれば高金利はやむを得ず、また、上限金利を引下げれば信用リスクの高い資金需要者がヤミ金融に流れることから、利息制限法の上限金利を上げるべきではないか、あるいは、金利規制を廃止し、市場メカニズムに委ねるべきではないか。
- ・ 少額・短期の借入であれば、資金需要者の財務の健全性や貸金業者のコストの観点から、ある程度高い金利も正当化されるのではないか。他方で、当初は短期の借入を行う予定であっても、借換えや追加借入を繰り返すことにより長期化することが多いのではないか。
- ・ 日賦貸金業者に対する特例金利については、その要件が今日の社会経済情勢から乖離しているのではないか。
- ・ 貸金業者と関係のある保証会社が供与する債務保証にかかる手数料が金利規制の潜脱になっていることについて対応が必要ではないか。
- ・ 書面交付について、インターネットやATMの利用者増加、リボルビング方式の貸付の普及などの状況に十分に対応しておらず、交付の電子化や記載の簡素化等を行うべきではないか。
- ・ 書面交付は、将来の紛争を防止し、債務者等を保護するためのものであり、特にみなし弁済の要件とされていることから、電子化、簡素化をすべきでないのではないか。

## 過剰貸付(住宅担保貸付等)に関する米英の規制

### 1 アメリカ

アメリカでは、低所得者・多重債務者に対して債務を一本化する際に住宅を担保にとる貸付において、消費者の理解不足に乗じて借換・一本化を勧誘し、その結果借主が最終的に住宅を失うことが多いことに着目し、一定金利以上の住宅担保貸付に対して、連邦法(住宅所得者とその融資枠を保護する法律)(HOEPA (Home Ownership and Equity Protection Act))により下記のような規制をしている。各州法においても、同連邦と同様又はさらに強化した規制が設けられている。

#### ① バルーンペイメントの禁止

5年未満の期間において、月々の支払額を金利相当額のみ払うことにより低額にして、最後の支払いで元本をまとめて支払うなど極めて高額な支払いをする方法(バルーンペイメント)の禁止。

#### ② ネガティブ・アモータイゼーションの禁止

月々の返済額が、元本は勿論のこと月々の金利相当額にも満たなく残債務(残元本と金利相当額の支払い残額)が増加していく支払い方式を禁止する。

#### ③ 貸付に際して、消費者の返済能力を考慮することの義務化

借主の支払い能力に関係なく担保物件に基づき消費者にローンを提供することの禁止。

例:貸付契約に際して消費者の返済能力を考慮し、また収入の50%を越えない範囲での返済計画を示さなければならない(ノースカロライナ州)。

#### ④ ③に関する違反行為推定規定

貸主が借主の支払い能力を文書で証明しない限り貸主の違反行為が推定される。

#### ⑤ 期限前の弁済に対するペナルティの規制

#### ⑥ 合理的でないローンの借換の禁止

借換が債務者にとって最善の利益でなければ短期間のうちにたびたび借換をすることは禁止されている。借換の度に高額な手数料を取る実態に着目した規定である。

#### ⑦ 開示義務

- ・ 債務を履行しないと住宅を失うことになる旨を開示すること
- ・ 金利その他の支払い義務について開示すること

#### ⑧ その他

- ・ 債務者がローンについてのカウンセリングを受けたことを貸主が立証しないとローンを提供することはできない。(ノースカロライナ州)
- ・ 誤解させるような広告の禁止(マサチューセッツ州)
- ・ 非良心的な金利、不相当な手数料などの禁止(マサチューセッツ州)

### 2 イギリス

イギリスにおいては、OFT(公正取引庁)ガイドライン「ノンステイタスマーケット」によって過剰貸付の一類型である住宅担保貸付について規定している。特に債務の一本化の契約について、「不公正、不適當」と認定される場合には行政処分の対象となる。

以上



# 1 調査実施概要

1. 調査目的	消費者金融利用者の顧客特性及び消費者金融に関する実態と評価を把握する。
2. 調査地域	東京・大阪地区
3. 調査対象	JCFA、NIC会会員社店舗の利用者、20歳以上の男女個人
4. 調査サンプル数	東京:189サンプル、大阪:229サンプル、計:418サンプル
5. 調査方法	店頭での対象者自記入式調査
6. 調査期間	平成17(2005)年6月29日(水)～7月5日(火)
7. 調査実施	JCFA、NIC会
8. 調査集計	(株)日経リサーチ
9. 調査企画	(株)博報堂

- ※ 東京、大阪とも貸付残高2,000億円以上の企業の店舗と貸付残高2,000億円未満の企業の店舗を各10店設定した。
- ※ また、対象者は調査当日、当該店舗に来店した人であり、2,000億円以上の企業の店舗のみの利用者、または2,000億円未満の企業の店舗のみの利用者を意味しているわけではない。
- ※ 本報告書では、2,000億円以上の企業の店舗利用者をA群店舗利用者、2,000億円未満企業の店舗利用者をB群利用者とした。
- ※ A群店舗利用者とB群店舗利用者の東京、大阪での構成比は毎年異なるため、地域による単純比較はできない。
- ※ 「前回調査」とは平成16年度白書、「前々回調査」とは平成15年度白書の調査結果を指している。ただし、調査対象者は各調査で同じではない。
- ※ 選択肢から回答を選ぶ質問では、複数を選択する場合は[複数回答]と記している。[複数回答]の記載がない質問はすべて単数回答である。
- ※ 算出している平均値はすべて単純平均値である。
- ※ 四捨五入の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

本文中の全体の値は、本調査対象者の回答の単純平均値であり、市場の実勢を反映したものではありません。

# 2 標本構成

		(%)	回収数
全体		100.0	418
地域別	東京	45.2	189
	大阪	54.8	229
利用店舗規模別	A群店舗利用者	54.5	228
	B群店舗利用者	45.5	190
性別	男性	80.4	336
	女性	19.6	82
年齢別	20～24歳	5.7	24
	25～29歳	9.3	39
	30～34歳	10.3	43
	35～39歳	8.9	37
	40～44歳	6.7	28
	45～49歳	8.9	37
	50～54歳	9.6	40
	55～59歳	16.3	68
未既婚別	未婚	40.7	170
	既婚	59.1	247

		(%)	回収数
全体		100.0	418
職業別	事務・管理職	14.8	62
	技術・専門職	15.3	64
	販売・セールス・営業職	21.5	90
	工事・建設・製造・保安職	6.0	25
	個人経営	12.0	50
	法人経営	4.8	20
	パート・アルバイト	19.4	81
	その他	6.2	26
年収別	200万円未満	15.6	65
	200～300万円未満	18.9	79
	300～400万円未満	12.9	54
	400～500万円未満	17.7	74
	500～600万円未満	12.2	51
	600～800万円未満	13.9	58
	800万円以上	8.9	37

# 1 利用者プロフィール

- 利用者の職業をみると、A群・B群店舗利用者ともに「販売・セールス・営業職」の占める割合が最も高くなっている。また、A群店舗利用者はB群店舗利用者よりも「パート・アルバイト」の割合が高くなっている。一方、B群店舗利用者はA群店舗利用者よりも「工事・建設・製造・保安職」「個人経営」の占める割合が高くなっている。
- 年収をみると、A群店舗利用者の平均は432万円、B群店舗利用者の平均は448万円で、B群店舗利用者の方が高くなっている。A群店舗利用者では「200～300万円未満」、B群店舗利用者では「400～500万円未満」の割合が高くなっている。

図2 規模別にみた職業

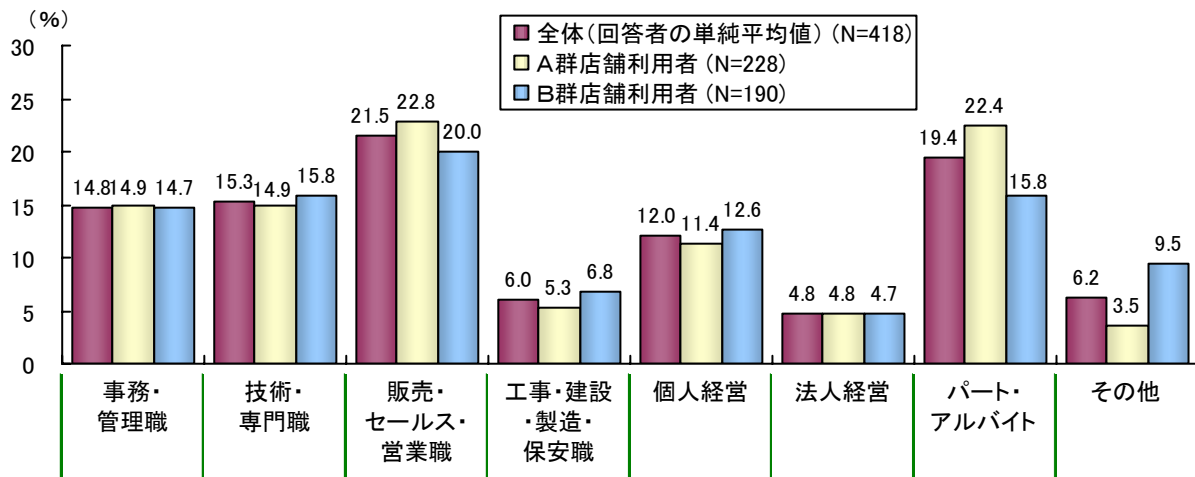
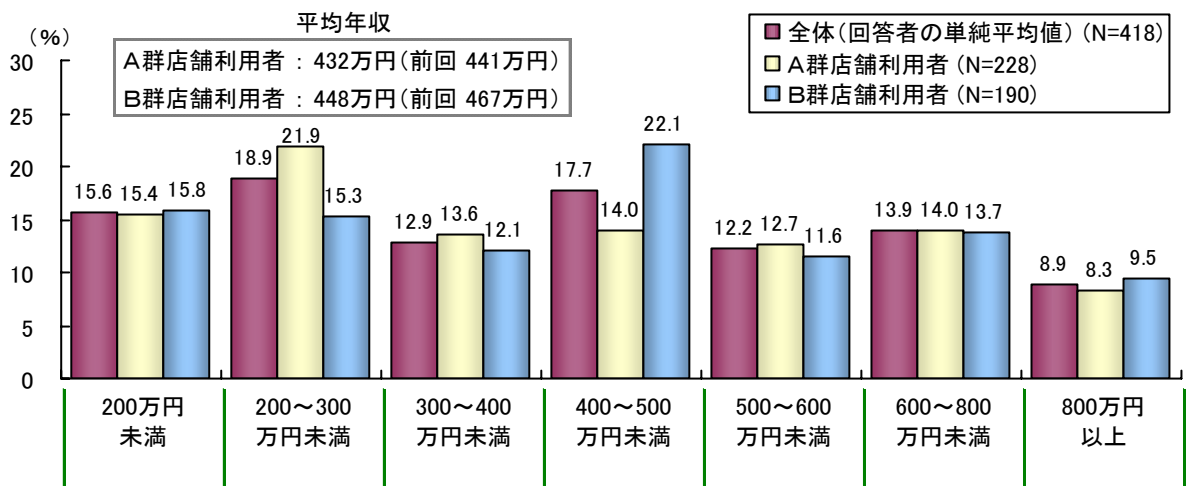


図3 規模別にみた年収



注) 数値は回収数を100とした%

A群店舗利用者：貸付残高が2,000億円以上の企業の店舗利用者

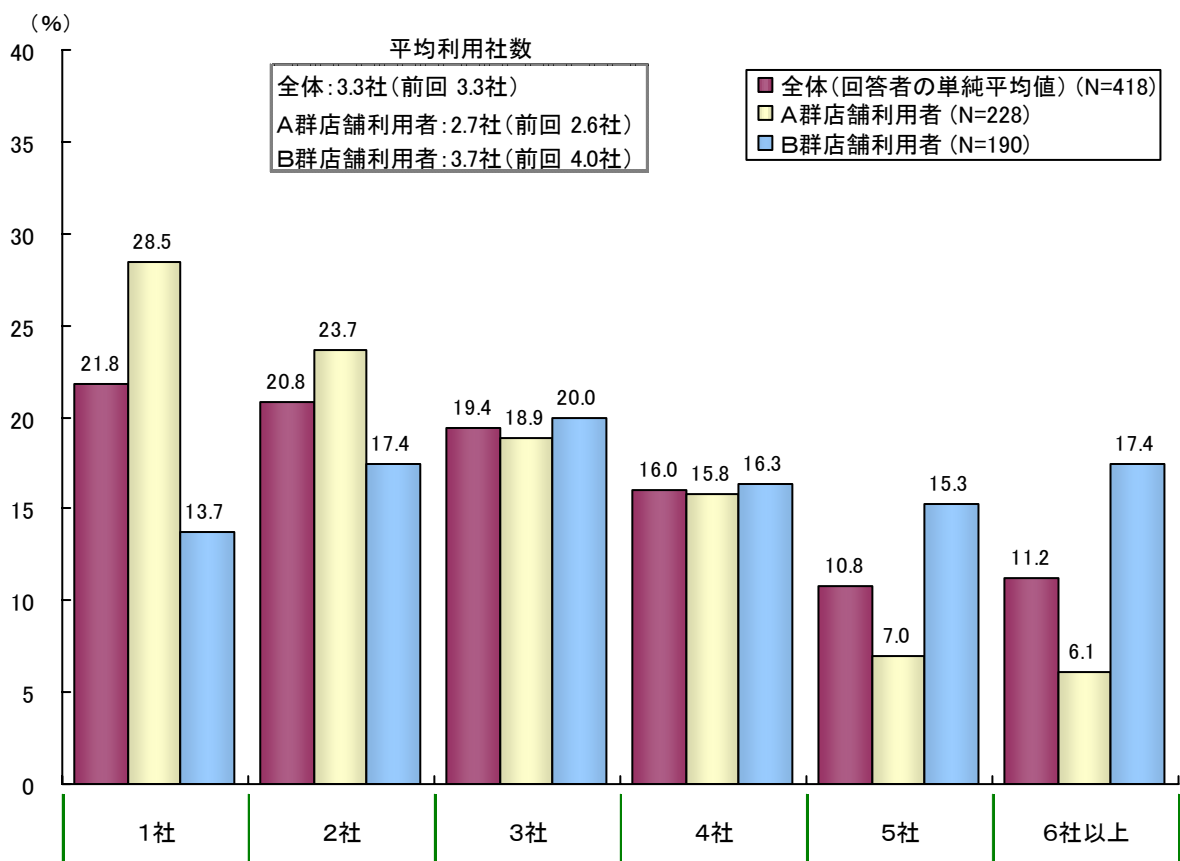
B群店舗利用者：貸付残高が2,000億円未満の企業の店舗利用者

## 2 消費者金融の利用状況

### (1) 利用社数

- 消費者金融の利用社数は、「1社」が21.8%で最も多く、「2社」が20.8%、「3社」が19.4%であり、全体平均で3.3社の利用(平成16年調査3.3社)。
- A群店舗利用者では「1社」が28.5%、B群店舗利用者では「3社」が20.0%で最も多い。平均利用社数はA群店舗利用者2.7社に対し、B群は3.7社となっている。
- 借入金額別にみると、借入金額が多い人ほど概ね平均利用社数が増加している。(以下、表2参照)
- 他金融機関利用別にみると、消費者金融のみ利用している人では1~2社の利用が多い。
- 性・年齢別にみると、男性は女性よりも利用社数が多く、特に30代・40代の平均利用社数が多い。

図7 消費者金融の利用社数



注) 数値は回収数を100とした%

A群店舗利用者: 貸付残高が2,000億円以上の企業の店舗利用者

B群店舗利用者: 貸付残高が2,000億円未満の企業の店舗利用者

表2 階層別にみた消費者金融の利用社数

		(%)							
		回収数	消費者金融の利用社数						
			1社	2社	3社	4社	5社	6社以上	平均(社)
全体 (回答者の単純 平均値)	前回	407	23.3	20.1	15.7	14.0	14.0	12.8	3.3
	今回	418	21.8	20.8	19.4	16.0	10.8	11.2	3.2
地区別	東京	189	23.8	21.2	18.5	14.8	10.1	11.6	3.1
	大阪	229	20.1	20.5	20.1	17.0	11.4	10.9	3.2
企業規模別	A群店舗利用者	228	28.5	23.7	18.9	15.8	7.0	6.1	2.7
	B群店舗利用者	190	13.7	17.4	20.0	16.3	15.3	17.4	3.7
消費者金融 借入金額別	30万円未満	61	62.3	27.9	4.9	3.3	1.6	0.0	1.5
	30～50万円未満	41	58.5	19.5	9.8	7.3	4.9	0.0	1.8
	50～100万円未満	89	21.3	33.7	23.6	14.6	3.4	3.4	2.6
	100～200万円未満	118	6.8	20.3	27.1	23.7	15.3	6.8	3.5
	200万円以上	107	1.9	5.6	19.6	19.6	19.6	33.6	4.8
他金融機関 利用別	消費者金融のみ	258	23.6	21.3	17.1	15.9	10.5	11.6	3.2
	他の金融機関も利用	160	18.8	20.0	23.1	16.3	11.3	10.6	3.2
性・年齢別	男性計	336	21.4	19.6	19.3	15.5	10.7	13.4	3.3
	20代	47	31.9	14.9	25.5	17.0	6.4	4.3	2.7
	30代	69	13.0	24.6	14.5	20.3	11.6	15.9	3.6
	40代	56	21.4	21.4	16.1	14.3	5.4	21.4	3.5
	50代以上	164	22.0	18.3	20.7	13.4	13.4	12.2	3.3
	女性計	82	23.2	25.6	19.5	18.3	11.0	2.4	2.8
	20代	16	12.5	31.3	12.5	25.0	12.5	6.3	3.2
	30代	11	45.5	9.1	27.3	18.2	0.0	0.0	2.2
	40代	9	0.0	44.4	22.2	33.3	0.0	0.0	2.9
50代以上	46	26.1	23.9	19.6	13.0	15.2	2.2	2.8	
性・ 未既婚別	男性・未婚	135	23.7	17.0	22.2	15.6	8.9	12.6	3.2
	女性・未婚	35	31.4	20.0	17.1	22.9	5.7	2.9	2.6
	男性・既婚	200	20.0	21.5	17.5	15.0	12.0	14.0	3.3
	女性・既婚	47	17.0	29.8	21.3	14.9	14.9	2.1	2.9
	未婚計	170	25.3	17.6	21.2	17.1	8.2	10.6	3.1
	既婚計	247	19.4	23.1	18.2	15.0	12.6	11.7	3.3

注) 数値は回収数を100とした%

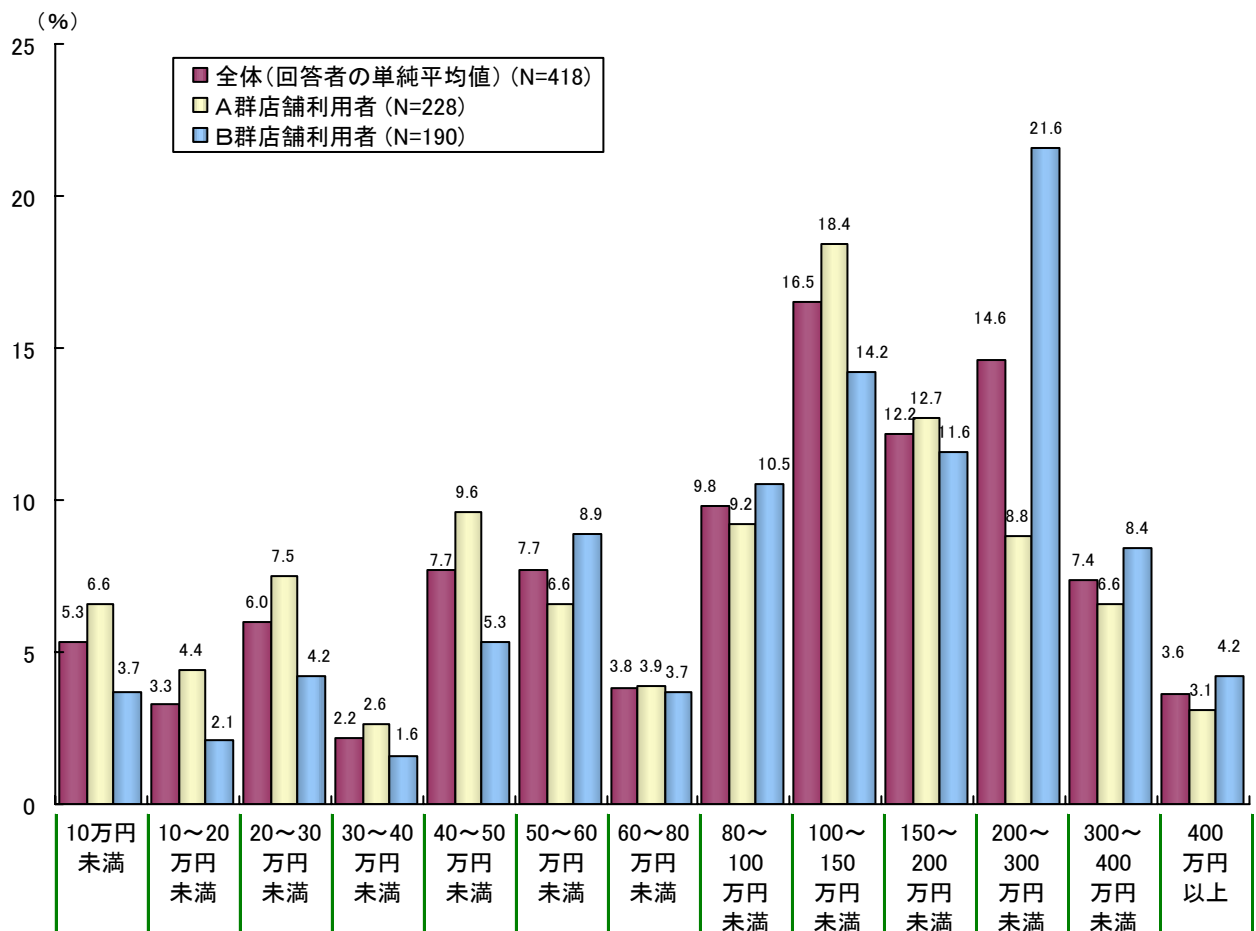
A群店舗利用者: 貸付残高が $\geq$ 2,000億円以上の企業の店舗利用者

B群店舗利用者: 貸付残高が $\geq$ 2,000億円未満の企業の店舗利用者

### (3)借入金額

- A群店舗利用者では「100～150万円未満」が最も多く18.4%であり、B群店舗利用者では「200～300万円未満」が最も多く21.6%である。
- A群店舗利用者では借入金額が100万円未満の割合が50.4%を占めているのに対し、B群店舗利用者では借入金額が100万円以上の割合が6割、200万円以上の割合が3割強を占めている。
- 利用会社数別でみると、会社数が多い人ほど借入金額が多い。1社という人の7割は50万円未満の利用であるが、4社以上という人では200万円以上の借入金額が5割を占めている。(以下、表4参照)
- 他金融機関利用別でみると、他の金融機関も利用している人は消費者金融のみ利用している人よりも借入金額が多い。
- 性・年齢別でみると、男性は女性よりも借入金額が多く、特に40代で200万円以上が4割を占めている。

図9 消費者金融の借入金額



注) 数値は回収数を100とした%

A群店舗利用者: 貸付残高が2,000億円以上の企業の店舗利用者

B群店舗利用者: 貸付残高が2,000億円未満の企業の店舗利用者

表4 階層別にみた消費者金融の借入金額

(%)

		回収数	消費者金融の借入金額												
			1 0 万円 未満	1 0 万円 未満	2 0 万円 未満	3 0 万円 未満	4 0 万円 未満	5 0 万円 未満	6 0 万円 未満	8 0 万円 未満	1 0 万円 未満	1 5 0 万円 未満	2 0 万円 未満	3 0 万円 未満	4 0 万円 以上
全体 (回答者の単純 平均値)	前回	407	6.4	4.4	3.2	3.4	8.4	4.4	4.2	10.6	16.2	11.1	18.2	4.9	4.7
	今回	418	5.3	3.3	6.0	2.2	7.7	7.7	3.8	9.8	16.5	12.2	14.6	7.4	3.6
地区別	東京	189	7.9	2.6	5.3	2.6	7.4	8.5	5.3	7.4	13.2	12.2	14.8	9.0	3.7
	大阪	229	3.1	3.9	6.6	1.7	7.9	7.0	2.6	11.8	19.2	12.2	14.4	6.1	3.5
企業規模別	A群店舗利用者	228	6.6	4.4	7.5	2.6	9.6	6.6	3.9	9.2	18.4	12.7	8.8	6.6	3.1
	B群店舗利用者	190	3.7	2.1	4.2	1.6	5.3	8.9	3.7	10.5	14.2	11.6	21.6	8.4	4.2
利用会社数 別	1社	91	17.6	11.0	13.2	4.4	22.0	7.7	6.6	6.6	6.6	2.2	0.0	0.0	2.2
	2~3社	168	3.0	1.8	7.1	1.8	5.4	12.5	4.2	13.7	23.8	10.7	9.5	6.5	0.0
	4社以上	159	0.6	0.6	0.6	1.3	1.9	2.5	1.9	7.5	14.5	19.5	28.3	12.6	8.2
他金融機関 利用別	消費者金融のみ	258	5.8	4.3	5.0	1.9	8.1	7.8	5.4	11.2	15.9	11.6	13.6	5.4	3.9
	他の金融機関も利用	160	4.4	1.9	7.5	2.5	6.9	7.5	1.3	7.5	17.5	13.1	16.3	10.6	3.1
性・年齢別	男性計	336	4.8	2.4	6.0	1.8	7.7	6.3	3.3	8.0	18.2	12.5	16.7	8.3	4.2
	20代	47	8.5	4.3	6.4	2.1	12.8	10.6	8.5	6.4	14.9	12.8	12.8	0.0	0.0
	30代	69	2.9	4.3	5.8	1.4	7.2	2.9	5.8	7.2	15.9	13.0	23.2	7.2	2.9
	40代	56	5.4	0.0	8.9	1.8	3.6	3.6	0.0	7.1	19.6	8.9	17.9	14.3	8.9
	50代以上	164	4.3	1.8	4.9	1.8	7.9	7.3	1.8	9.1	19.5	13.4	14.6	9.1	4.3
	女性計	82	7.3	7.3	6.1	3.7	7.3	13.4	6.1	17.1	9.8	11.0	6.1	3.7	1.2
	20代	16	6.3	0.0	6.3	0.0	6.3	18.8	0.0	18.8	18.8	18.8	6.3	0.0	0.0
	30代	11	18.2	18.2	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	27.3	0.0	0.0	9.1	9.1	0.0
	40代	9	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1	22.2	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0
50代以上	46	6.5	6.5	8.7	4.3	6.5	13.0	6.5	13.0	10.9	13.0	6.5	2.2	2.2	
性・ 未婚別	男性・未婚	135	6.7	2.2	5.9	2.2	8.9	8.1	4.4	10.4	14.1	12.6	15.6	6.7	2.2
	女性・未婚	35	14.3	8.6	5.7	2.9	5.7	8.6	11.4	17.1	8.6	8.6	5.7	2.9	0.0
	男性・既婚	200	3.5	2.5	6.0	1.5	7.0	5.0	2.5	6.5	21.0	12.5	17.0	9.5	5.5
	女性・既婚	47	2.1	6.4	6.4	4.3	8.5	17.0	2.1	17.0	10.6	12.8	6.4	4.3	2.1
	未婚計	170	8.2	3.5	5.9	2.4	8.2	8.2	5.9	11.8	12.9	11.8	13.5	5.9	1.8
	既婚計	247	3.2	3.2	6.1	2.0	7.3	7.3	2.4	8.5	19.0	12.6	15.0	8.5	4.9

注) 数値は回収数を100とした%

A群店舗利用者: 貸付残高が2,000億円以上の企業の店舗利用者

B群店舗利用者: 貸付残高が2,000億円未満の企業の店舗利用者

## □ 需要者調査実施概要

一般消費者の個人向けキャッシングの利用実態を把握するために下記要領で調査を実施し、集計・分析を行った。

※消費者向けキャッシングの定義として、金融会社等（クレジット・カード会社、信販会社、消費者金融会社、金融機関のカードローン）から数万～数十万円の範囲で、無担保で利息のつくお金を借りることとし、担保の必要な住宅ローン及び事業者向けの金融サービスは除いた。

※当調査は、インターネット利用者を対象とした調査で、主に現在又は過去に消費者向けキャッシングを利用している（したことがある）者を対象にし、1,362名に対し調査を行い、1,007サンプルの有効回答を得た（回収率73.9%）。

※調査対象者は、過去又は現在でキャッシング、ローンを利用している（したことがある）消費者を主体とした。

### ■ 調査の目的

消費者のキャッシング、ローン利用の実態と利用意向を把握することで、消費者信用市場の活性化を促すポイントを抽出することを目的とした。

### ■ 調査の実施要領

調査対象	消費者向けキャッシングを現在利用しているか、又は過去に利用した経験のある20代、30代、40代及び50歳以上の男女1,007サンプル（一部、未経験だが関心のある者も含む）
調査内容	キャッシングの利用状況、借入状況、借入目的、キャッシングの利用意向等
調査方法	インターネット調査（対象者事前スクリーニング）
調査期間	2004年10月14日～10月18日
調査地域	全国

### ■ 調査対象の属性と回収状況

	全体	サンプル	%
		1007	100.0
年代	20代	166	16.5
	30代	349	34.7
	40代	323	32.1
	50歳以上	169	16.8
性別	男性	679	67.4
	女性	328	32.6
未既婚	既婚	653	64.9
	未婚	353	35.1
	その他	1	0.0
職業	会社員	521	51.7
	公務員	48	4.8
	個人事業主	145	14.4
	専業主婦	151	15.0
	パート・アルバイト	51	5.1
	無職	45	4.5
その他	46	4.6	

	全体	サンプル	%
		1007	100.0
世帯年収	200万円未満	57	5.7
	300万円未満	66	6.6
	400万円未満	153	15.2
	500万円未満	149	14.8
	600万円未満	131	13.0
	700万円未満	96	9.5
	800万円未満	109	10.8
	900万円未満	64	6.4
	1000万円未満	61	6.1
	1000万円以上	114	11.3
居住地域	その他	7	0.7
	北海道・東北	140	13.9
	関東	392	38.9
	中部・北陸	137	13.6
	近畿	193	19.2
	中・四国	60	6.0
	九州	85	8.4

## ■要点

項目	特徴
<b>●利用状況の把握</b>	
キャッシング利用状況	20代の若年層の利用が顕著
借入先	クレジットカード、信販、流通業のみの利用が多い
利用年数	5年未満と10年以上の長期利用に二極化
1回当たり借入額と借入総額	1回当たり5万円未満、借入総額の中心は10万円未満
利用目的	旅行、交際費、遊興費の利用が高いが、女性は生活費の補填が高い
<b>●利用意向</b>	
利用未経験者の利用意向と理由	潜在顧客の3割は「必要な時には利用する」意向あり
消費者金融の利用意向	利用肯定派は過半を超える
利用経験者の再利用意向と理由	使い勝手と信頼感、金利の優遇が再利用を促す
再利用の阻害要因	金利の高さがネック
<b>●利用促進のポイント</b>	
利用経験者の選択ポイント	利便性、即時性、最寄性を重視
キャッシングへの考え方	計画的、合理的利用は肯定的
消費者金融会社の利用時のポイント	金利重視だが、対面での印象、企業概要が明確であることも重視
貸付金利の認識度合い	明確に把握している者は比較的少ない
キャッシングへの関心事	各社の金利差の理由、各社の特徴、信用できる会社の見分け方、自分の信用情報、ヤミ金融に騙された場合の対応への関心が高い
<b>●ヤミ金融業者の利用実態</b>	
ヤミ金融業者の利用状況	利用者のうち女性の被害（利用）が高い
利用時期	3年前以上と1・2年のうちと半々
利用金額	利用額では、30万円未満が半数を占める
申込方法	DM（ダイレクトメール）や電話勧誘による申込が目立つ
トラブルの有無	本人、知人でトラブルに巻き込まれたのは2割強
トラブル事例	元金が数倍、取立て時の脅迫、監禁など
相談、苦情の申出の有無	6割が相談、苦情を申し立てていない
トラブルの状況	トラブルの8割強が解決、2割は継続、係争中

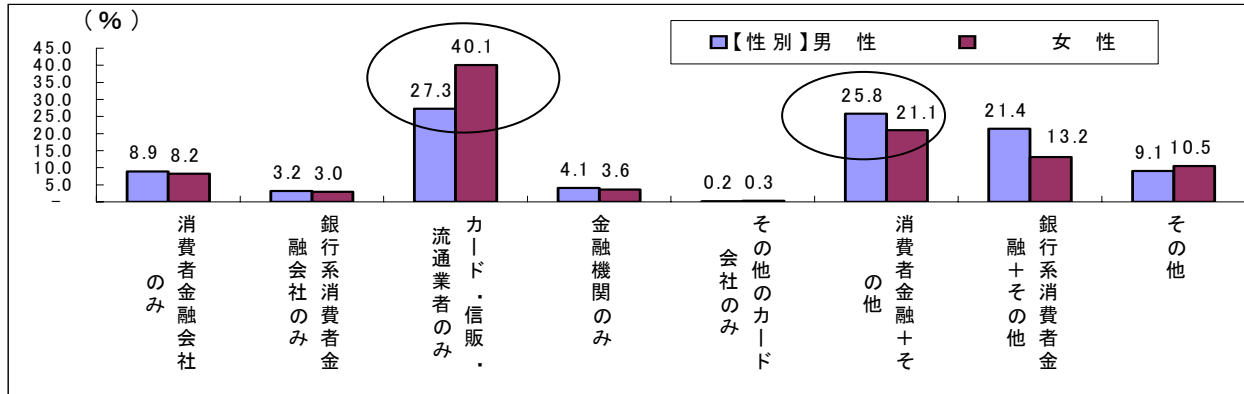


### 3) 借入先の組み合わせ（重複状況）

次に、利用の組み合わせを見ると、消費者金融会社、銀行系消費者金融会社、金融機関のみの利用は男女ともに10%以下という状況であるが、クレジットカード・信販・流通業のみの利用は多く、特に女性の40.1%が利用。

重複利用を見ると、消費者金融及びその他のカード会社からの借入れは男女共に20%超となる。

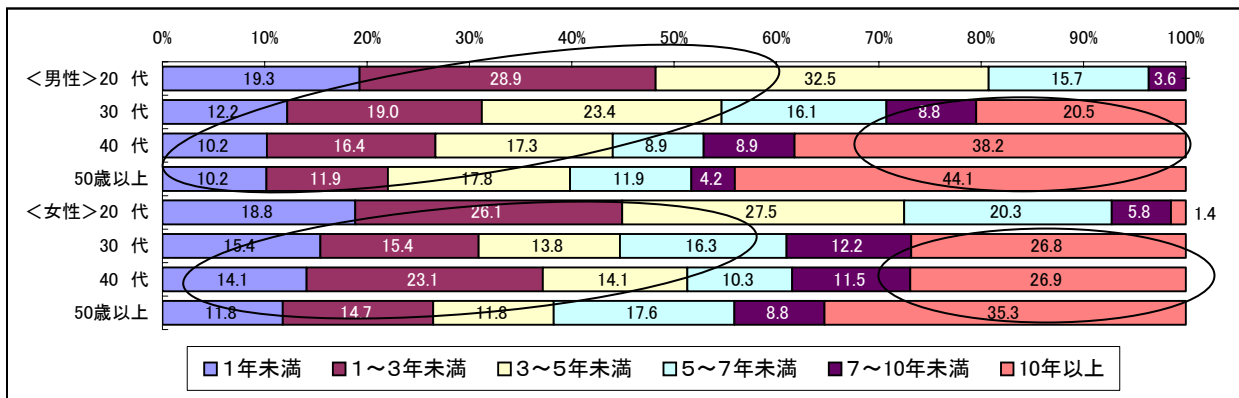
<借入先> (n=935・MA)



### 4) 利用年数

利用年数は、全体では「10年以上」が26.4%で最も多い。利用してから「1~5年」の利用率は高くなるが「5~10年未満」の利用率が低くなることから、「5年未満」の短期利用と「10年以上」の長期利用者の二極分化傾向にある。

<利用年数> (n=935)

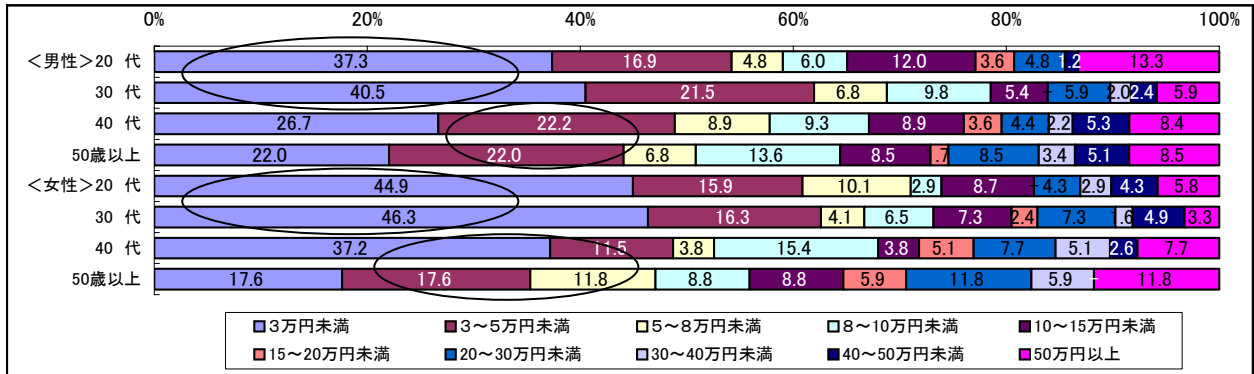


5) 1回あたり借入額と借入総額

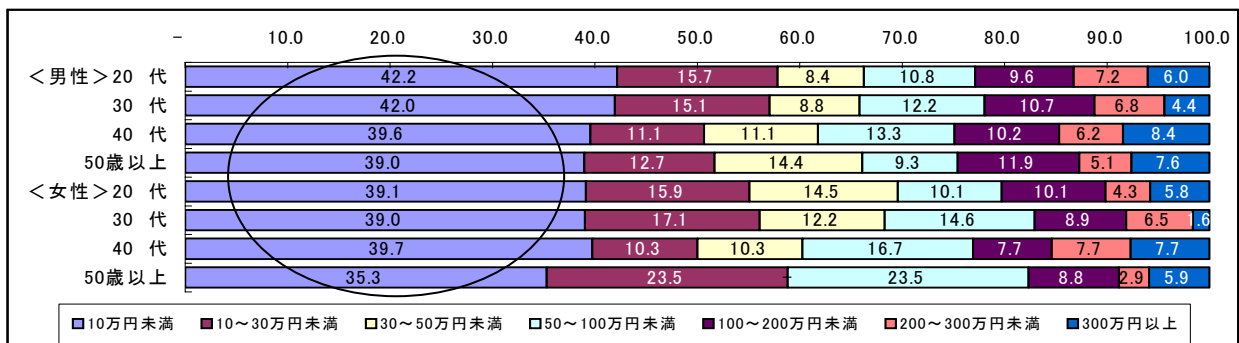
1回の借入額で最も多いのは、概ね男女の20代、30代で「3万円未満」、40代、50代になると「3～5万円未満」の比率が高くなる。男女各年代共に「5万円未満」の少額借入で53.9%となった。

一方、借入総額で最も多いのは、男女共にどの年代でも「10万円未満」で、全体では40.0%である。

<1回あたり借入額> (n=935)



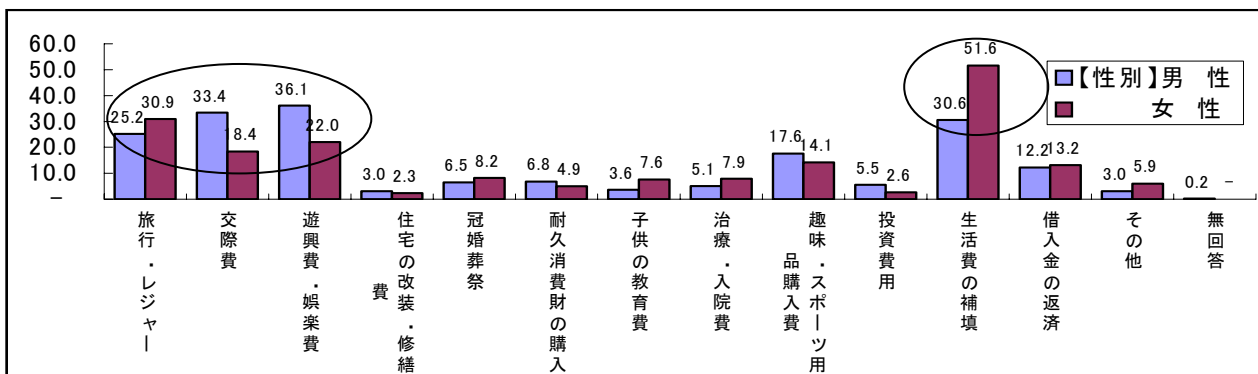
<借入総額> (n=935)



6) 利用目的

借入れの目的別に見ると、男性で最も多いのが「遊興費・娯楽費」(36.1%)、女性では「生活費の補填」(51.6%)となった。「借入金の返済」は男女共に10%を上回っている。

<利用目的> (n=935・MA)



## 日賦貸金業に係る出資法上の規定

(業務の3要件など)

### 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)」—附則

(日賦貸金業者についての特例)

- 8 日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領若しくはその支払の要求についての改正後の法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「二十九・二パーセント」とあるのは「五十四・七五パーセント」と、「二十九・二八パーセント」とあるのは「五十四・九パーセント」と、「〇・八八パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。
- 9 前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方法による貸金業のみを行うものをいう。
- 一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で内閣府令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。
  - 二 返済期間が百日以上であること。
  - 三 返済金を返済期間の百分の五十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。
- 10 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならない。

### 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九項第一号に規定する小規模のものを定める内閣府令」

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九項第一号の規定に基づき、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九項第一号に規定する小規模のものを定める省令を次のように定める。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第三十三号)附則第九項第一号に規定する内閣府令で定める小規模のものは、常時使用する従業員の数が五人以下であるものとする。

## 日賦貸金業者に関する最高裁判決の概要

平成 18 年 1 月 24 日、最高裁は、日賦貸金業者と債務者との間の争いにおいて下記のとおり判示し「みなし弁済」の適用を否定した。

- 日賦貸金業者について「みなし弁済」が適用されるためには、日賦貸金業者の業務方法についての要件が、契約締結時だけでなく、実際の貸付けにおいても充足されている必要があるとしたうえで、

- ① 返済期間(返済期間が 100 日以上でなければならない)について

約定の返済期間の途中で残元本に貸増しが行われ、旧債務が消滅したために、旧債務については、返済期間が 100 日未満となった場合には、要件を満たさないとした。

- ② 取り立て日数(返済金を返済期間の 100 分の 70(現在は 50) 以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること)について、契約時には金銭を取立てる日数が 100 分の 70 日と定められていたにもかかわらず実際に取り立てた日数が返済期間の全日数の 100 分の 70 未満であった場合は要件を満たさないとした。

- 「みなし弁済」適用の前提となる法定書面の要件は、厳格に解すべきであり、記載内容が正確でないときや明確でないときは法定の要件を満たさないとしたうえで、

- ① 貸付金額について

「契約手渡金額」欄に、実際に手渡された金額ではなく実際に手渡された金額とその直前の貸付金の残元本の金額との合計金額が記載されている借用証書の記載内容は正確性を欠く。

- ② 「各回の返済期日及び返済金額」について

集金休日の記載がされていない借用証書の記載内容は正確性を欠く。「その他取引をなさない慣習のある休日」を集金休日とする旨の記載がされている借用証書の記載内容は明確でないというべきである。

以上

## 日賦貸金業登録者数の推移

	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月
関東財務局   10都県小計	6 207	6 176	4 132
合計	213	182	136
近畿財務局   6府県小計	9 387	4 351	3 278
合計	396	355	281
北海道財務局   道小計	1 44	0 40	0 33
合計	45	40	33
東北財務局   6県小計	2 87	2 71	2 58
合計	89	73	60
東海財務局   4県小計	2 79	1 74	1 57
合計	81	75	58
北陸財務局   3県小計	0 33	0 31	1 21
合計	33	31	22
中国財務局   5県小計	1 112	1 99	1 89
合計	113	100	90
四国財務局   4県小計	3 106	2 107	1 85
合計	109	109	86
九州財務局   4県小計	7 195	7 156	7 118
合計	202	163	125
福岡財務支局   3県小計	4 181	6 159	4 141
合計	185	165	145
沖縄総合事務局   1県小計	0 369	0 372	0 322
合計	369	372	322
財務局計 都道府県計	35 1,800	29 1,636	24 1,334
総合計	1,835	1,665	1,358